

Vol. 14 No. 67 2018年 8月

労働安全設備の局所排気装置について

有機溶剤や化学物質等を取り扱う作業は作業者の汚染防止をするために、労働安全対策を実施することが求められています。

有害物質の除外に使われる局所排気装置について紹介します。

○ 局所排気装置

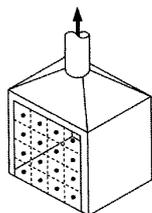
工場等の作業場や実験室等で発生するガス・蒸気、粉じん等の有害物質発生源へフードを設け、有害物が室内側へ拡散する前に排出させる設備です。

局所排気装置の構造は法律要件を満たす必要があり、満たさない場合は法的に局所排気装置と認められません。

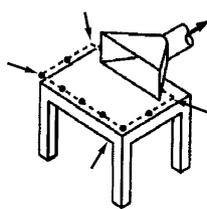
○ 局所排気装置等を設置すべき作業

有機溶剤(1種・2種)、特定化学物質(1類・2類)、粉じん(特定粉じん)及び鉛職場は、それぞれ局所排気装置を設置する義務があります。

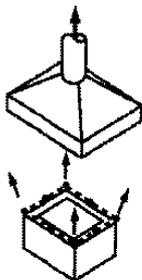
○ フードの事例



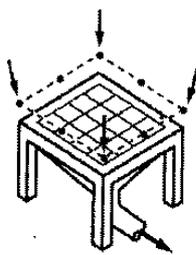
囲い式



側方式



上方式



下方式

○ 局所排気装置の管理事項

良好な性能を確保するために管理すべき事項が規定されています。

項目	管理内容
計画書の届出	設置前 30 日
局排定期自主検査	1 年以内に 1 回
局排定期自主検査記録	3 年間保存

○ 計画の届出

局所排気装置を設置するときには、所轄監督署への届出が必要です。

- ①ダクト配置図、フード型式、制御風速
- ②装置全体の圧力損出及び計算方法
- ③ファン前後の速度圧差
- ④設置ファンの仕様、ファン静圧、排風量、回転数他

○ 局所排気装置の定期自主検査

性能確保のため、1年ごとに検査確認を行う義務があります。

点検場所	主な点検内容
フード	吸引能力、制御風速、抑制濃度
ダクト	接合部の緩み、ダンパーの調整
ファン電動機	ベルトの緩み、回転方向、安全カバーの変形、異音・振動
制御盤	表示灯、端子の緩み

編集後記

今年の三月、世界遺産指定の小笠原諸島を旅行する機会がありました。東京から 1000 km も離れていますが、船による旅でした。飛行場建設計画は前から何度もあったのですが、環境破壊を懸念する慎重意見等で見送られたそうです。六月の返還 50 年式典で小池百合子都知事が、父島の遺産外地区に、滑走路の一部を海側に出す小さい飛行場を作る案を発表しました。観光誘致と自然保護等、どちらも成り立つ方法で実現して欲しいものです。多くの人が喜びえる価値のある自然が小笠原にありました。

大気環境部 坂本光広

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・品質調査・環境アセス 他)
 - ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水・用水処理の設計及び施行・各種メン 他)
 - ◆ 水処理薬品部門 (ホイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品 他)
 - ◆ 環境保全機器部門 (滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)
- 環境に係わる様々な問題に対応致します。お気軽にお問い合わせください。



本社・環境科学センター・
 環境保全センター環境装置部・
 群馬営業所・茨城営業所は
 環境マネジメントシステム
 ISO14001:2004の認証取得事業所です。
 環境科学センターは
 品質マネジメントシステム
 ISO9001:2000の認証取得事業所です。

ISO9001 ISO14001